

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

■ソニーフィナンシャルグループの企業理念「ミッション・ビジョン・バリュー」

ソニーフィナンシャルグループ（以下、「当社グループ」）は、企業理念である「ミッション（存在意義）・ビジョン（目指す姿）・バリュー（価値観）」を当社グループの経営戦略の策定や経営の意思決定における根幹の考え方と位置付けています。

<ミッション（存在意義）>

人々が心豊かに暮らせる持続可能な社会をつくる

<ビジョン（目指す姿）>

お客さま一人ひとりに合わせた付加価値の高い商品・サービスとテクノロジーの力で感動を生み出し、最も信頼される金融サービスグループになる

<バリュー（価値観）>

お客さま本位:お客さまの声を真摯に受けとめ、満足される商品とサービスを提供する

独自性:自由闊達な組織のもと、いきいきと働き、創造と革新を追求する

誠実かつ公正:高い倫理観と使命感を持ち、公平・公正に行動する

多様性:多様な考え、異なる視点で新しい価値をつくる

持続可能性:規律ある事業活動で、ステークホルダーへの責任を果たす

■コーポレートガバナンスの基本的考え方

・当社は、当社グループの様々な経営資源を有効活用し、企業理念を実現していくことで、すべてのステークホルダーの期待・信頼に応え、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。

・当社は、金融持株会社として、金融事業が持つ高い公共性を意識し、当社グループの経営の健全性・適切性の確保を重視したガバナンス体制を構築します。

・当社は、ソニー株式会社を親会社とする上場子会社であるため、親会社からの経営の独立性を確保するとともに、透明性の高い経営に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

■原則1-4 政策保有株式に関する方針等

・当社およびグループ各社は、政策投資を目的とする株式（以下、「政策保有株式」という）は保有しません。ただし、業務提携など戦略的意義が認められ、当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合を除きます。

・当社およびグループ各社は、政策保有株式を保有する場合、その保有目的や投資効果等を定期的に検証し、その結果を各社の取締役会に報告します。各社の取締役会は、その報告を踏まえ、保有の意義が失われた場合には、売却・譲渡等による処分を検討します。

・当社およびグループ各社は、政策保有株式に係る議決権の行使については、投資先企業が適切なガバナンス体制を構築し中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているかという観点や、グループ各社の企業価値向上の観点も踏まえ、議案毎に賛否を総合的に判断します。

＊当社グループにおいて2019年3月末日において政策保有株式として保有している上場株式は、3銘柄（貸借対照表計上額82億円）であり、投資効果などを定期的に確認しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

■原則1-7 関連当事者間の取引に関する枠組み

当社は、取締役の競業取引および利益相反取引等を行うとする場合、取締役会での決議を要することとしています。また当社は、グループ各社がグループ経営に影響を与える可能性のあるグループ内取引（ソニー株式会社およびそのグループ会社との取引を含む）を行う場合には、その適切性・適法性を確認のうえ、取締役会で決議または報告を行うこととしています。

■原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、国内ソニーグループの企業を母体として運営されるソニー企業年金基金（以下、「ソニー基金」という）に加入しております。ソニー基金の概要については以下のとおりです。

国内の確定給付年金制度の運営を担うソニー基金は、ソニー基金加入者・受給者の受給権の保全及び母体企業の掛金負担の安定を図る事等を目的に定められた運用基本方針等（以下、「方針等」という）に則り資産運用を行っています。

ソニー基金における資産運用についてソニー株式会社は、財務部長の指名により専門知識・資質を有した人材をソニー株式会社より派遣し、運用執行理事として業務に従事させるとともに、ソニー基金にて外部アドバイザーを採用し専門性を補完することにより、健全かつ適切な運用体制の実現に努めています。

なお、資産運用に係る意思決定は、方針等に基づき、ソニー基金の受益者たるソニー株式会社従業員等を含めたメンバーで構成される資産運用委員会の承認を経て最終的に理事会にて決定することでソニー基金とソニー株式会社の間で生じ得る利益相反を適切に管理しています。また、運用機関に対しては運用開始時に運用方針を定めた書面を交付し、その遵守状況等について定期的に確認・評価を行っています。

■原則3-1

(i) 会社の経営理念および経営計画

当社グループの企業理念は、本報告書Ⅰ. 1. の「基本的な考え方」に記載のとおりです。

当社グループの中期経営方針は、当社ホームページで開示しています。

https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/mid_term.html

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書Ⅰ. 1. の「基本的な考え方」に記載のとおりです。

当社の「コーポレートガバナンス基本方針」は、当社ホームページで開示しています。

https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/data/governance_policy.pdf

(iv) 取締役会が取締役・監査役候補の指名と社長等の業務執行取締役の選解任を行うに当たっての方針と手続き

当社は、「役員候補者の選定に係る基本方針」を定め、この方針に照らして、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を遂行するのに相応しい知見や経験、判断力などを備えた者を取締役・監査役候補者として選定します。また、その選定プロセスの透明性・客観性を強化するため、「指名諮問委員会」において、取締役会からの諮問を受けて候補者の審議等を行い、その答申を受けて取締役会で決定し、株主総会に付議します。

社長等の業務執行取締役の選任および解任については、前述の方針、会社業績等の評価を踏まえて「指名諮問委員会」において審議等を行い、その答申を受けて取締役会で決定します。

「役員候補者の選定に係る基本方針」は、当社ホームページで開示しています。

https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/data/nomination_policy.pdf

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社の取締役の選任理由は、株主総会参考書類で開示しています。

株主総会参考書類：https://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/shareholder/meeting/

当社の監査役の選任理由は以下のとおりです。

常勤監査役（社外役員） 早瀬 保行

本報告書Ⅱ. 1. の「監査役関係」「会社との関係(2)」に記載のとおり。

監査役（社外役員） 牧山 嘉道

本報告書Ⅱ. 1. の「監査役関係」「会社との関係(2)」に記載のとおり。

監査役 是永 浩利

ソニー株式会社およびソニーコーポレートサービス株式会社において長年、経理業務に従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、これらの経験を活かして監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断している。

また、各役員の略歴は有価証券報告書および株主総会参考書類で開示しています。

有価証券報告書：https://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/yuho/

株主総会参考書類：https://www.sonyfh.co.jp/ja/financial_info/shareholder/meeting/

■補充原則4-1 (1) 経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会は、法令および定款に定められた事項のほか、当社グループの経営方針・経営計画の策定、当社が株式を直接保有する子会社の取締役・監査役等の選解任、新規事業参入・撤退、組織再編など、当社グループの経営の重要な意思決定を行っています。また取締役会は、経営会議を設置し、当社の重要な日常業務の執行を委任しています。

■原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社の社外取締役は、会社法上の社外性要件、および東京証券取引所の定める独立役員としての要件に加え、当社の「役員候補者の選定に係る基本方針」に定める独立性基準を充足する者として選定します。

当社の社外監査役は、当社の「役員候補者の選定に係る基本方針」に定める独立性基準を充足する者として選定します。

「役員候補者の選定に係る基本方針」は、当社ホームページで開示しています。

https://www.sonyfh.co.jp/ja/company/data/nomination_policy.pdf

■原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

現在の取締役は、豊富な海外ビジネス経験を持つ者や国際金融に精通した学識経験者を選任しています。また、2019年度の新経営体制においては女性取締役1名を選任しています。

監査役には財務・会計・法務に関する専門的かつ高い見識や幅広い業務経験を有する者を選任しています。

■補充原則4-11 (1) 取締役会の構成

当社の取締役会の員数は12名以内（任期1年）とします。取締役会は、幅広い知見・経験を有する多様性のあるメンバーで構成しています。また、監督機能の強化や当社グループの経営に対する総合的な助言を得るため、独立性の高い社外取締役を複数名選任します。

現在の構成については、本報告書Ⅱ. 1. の「機関構成・組織運営等に係る事項」に記載のとおりです。

■補充原則4-11 (2) 取締役・監査役の兼任状況

当社は、取締役・監査役の兼任状況を有価証券報告書および株主総会参考書類で開示しています。

■補充原則4-11 (3) 取締役会の実効性評価

1. 評価の方法

当社では、「コーポレートガバナンス基本方針」において、取締役会は、少なくとも年1回、取締役会の意思決定および監督の実効性や、会議運営等に関して、自己評価等により取締役会の評価を実施することとしています。2018年度においては、昨年度に引き続き、独立した第三者の評価会社により、すべての取締役および監査役に対するアンケート形式の実効性評価を2019年2月に実施しました。

アンケートは、「取締役会の構成と運営」、「経営戦略と事業戦略」、「企業倫理とリスク管理」、「経営陣の評価と報酬」、「組織・事業再編関連」、「株主等との対話」、「自己評価」等、多岐にわたる項目についての点数評価、および全設問について、その理由やコメントの記述式とし、また、昨年の実効性評価で課題となった事項への対応についても評価を行いました。

2. 第三者評価会社による評価結果の概要

(1) 取締役会全体に対する評価結果

- ・昨年度までに引き続き、全般的に高い実効性が確保されている。
- ・取締役会の人員規模は、グループの事業規模・分野に対して適正である。
- ・全メンバーが積極的に議事運営に貢献するなど、自由闊達な雰囲気があり、また、議長が適切なリーダーシップを発揮し、適切に意思決定・監督がなされている。
- ・取締役会は、当社が上場子会社であることから、少数株主保護やアームズレングスルール等を認識の上、意思決定や情報管理などにおいて、親会社からの経営の独立性を確保し、公平性・透明性の高い経営を行う対応が十分にできている。
- ・取締役会は、事前の情報の入手・内容理解に努め、取締役会の意思決定・監督に貢献する努力を行い、当社グループに課せられた各種法令・規制、上場企業としての責任・責務、コーポレートガバナンス等に関し、十分な知識を備えている。
- ・報酬等諮問委員会、指名諮問委員会のメンバー構成は適当である。

(2) 昨年の課題に対する評価結果及び意見

昨年の実効性評価で挙げられた課題（「グループ全体最適の視点や過去の教訓も踏まえた、グループ成長戦略に係る継続的な議論」、「グループの経営や事業に関する勉強会、研修会の機会の更なる充実」、「お客さま本位の業務運営の更なる徹底のため、コンプライアンス・リスク管理体制、およびモニタリングの更なる強化」、「経営層向けのインセンティブ報酬制度について、対象範囲の拡大や割合変更等の継続検討」）については、様々な改善が図られてはいるものの、以下の意見が得られました。

- ・グループ全体最適の視点や過去の教訓も踏まえ、グループ成長戦略に係る継続的な議論が必要である。
- ・グループの経営や事業に関する勉強会、研修会の機会は、継続的に充実を図る必要がある。
- ・昨年度に引き続き、経営層向けのインセンティブ報酬制度について、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入するなど拡充されてはいるが、対象範囲の拡大や割合変更等につき検討してほしい。
- ・取締役会の内容や審議の結果は、過不足なく議事録へ反映されているが、運営面は更なる改善（プレゼンテーション、開催頻度、時間配分、事前資料の配布タイミング等）が必要である。

3. 今後の対応

当社取締役会としては、上記評価結果を受け、現時点において実効性が十分確保されていると判断していますが、グループ成長戦略に係る継続的な議論、グループ経営・事業に関連する理解度の更なる向上および取締役会の運営面の更なる改善など、より一層の実効性の向上に努めます。

まず、2019年度の新経営体制において、持株会社と事業会社の役割を明確化し、グループのガバナンス強化を図るために取締役会の構成を変更することにしました。具体的には、社外取締役の人数を1/3以上にし、女性を含め多様性も高めることにしました。

■補充原則4-14 (2) 取締役・監査役のトレーニングの方針

当社は、取締役・監査役の就任時において、それぞれの役割・責務を適切に果たすために必要となる法令やコーポレートガバナンス等に関する知識習得の機会を設けます。特に、社外役員が新たに就任する際は、当社グループの事業内容・経営戦略・経営課題等の理解促進に必要な情報提供の機会を設けます。また、就任後も必要に応じて同様の機会を設けております。

■原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主・投資家等との信頼関係を構築するため、代表取締役社長を筆頭に、誠実かつ積極的なIR活動を行います。また、IR活動を通じて得られた株主・投資家等の有用な意見・要望は、取締役会等に定期的にフィードバックします。当社は、この考え方に基づき「IRポリシー」を定めています。

「IRポリシー」については、本報告書V. 2. の「その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項」に記載のとおりです。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ソニー株式会社	283,050,000	65.06
JP MORGAN CHASE BANK 380055	24,758,273	5.69
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	11,675,857	2.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,392,600	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,513,200	1.26
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	3,942,539	0.90

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	3,246,100	0.74
BNPP NY/US RESIDENTS 705012	2,799,200	0.64
ソニーフィナンシャルホールディングス社員持株会	2,532,125	0.58
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,459,436	0.56

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	ソニー株式会社（上場：東京、海外）（コード） 6758

補足説明

・上記の「大株主の状況」は、2019年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。また、「割合」は、発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合を記載しています。

・2019年8月22日付で公衆の縦覧に供されているキャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーを提出者とする大量保有報告書の変更報告書において、同社が2019年8月15日現在で当社株式を29,047,200株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合：6.68%）保有している旨が記載されていますが、当社としては2019年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができていませんので、上記「大株主の状況」には含めていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	保険業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、ソニーグループと協力関係を保ちながら事業展開する方針であります。一方で独自の経営方針及び経営戦略に基づき、独立した活動を展開しており、事業分野が異なることから一定の独立性が確保されていると考えます。親会社であるソニー株式会社（支配株主）との取引等を行う際は、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

1. ソニー株式会社との資本関係について

ソニー株式会社は当社の発行済株式総数（普通株式）の65.06%を保有しています。（2019年9月30日現在、自己株式を除く）従って、当社の取締役、監査役の選任・解任や合併等の組織再編、重要な資産・事業の全部または一部の譲渡、定款の変更および剰余金の処分等、株主の承認が必要となるすべての事項に関して、他の株主の意向や利益にかかわらず、ソニー株式会社が今後も影響を与える可能性があります。

2. ソニーグループとの役員の兼任について

当社においては、ソニー株式会社 取締役 代表執行役 専務 CFOの十時 裕樹氏、執行役 常務の神戸 司郎氏、執行役員の松岡 直美氏が取締役に、ソニーコーポレートサービス株式会社 取締役 執行役員 グローバル経理センター センター長の是永 浩利氏が監査役に就任しています。当社グループに対するソニー株式会社の出資比率が変更される等の理由により、当社グループとソニーグループの関係が変動すると、これらの人的関係も変動する可能性があります。（ソニーコーポレートサービス株式会社は、ソニー株式会社の子会社です。）

3. 「ソニー」の商号・商標使用について

当社および当社グループ各社は、ソニー株式会社との間で商号・商標使用許諾契約を締結しており、これに基づき「ソニー」の名称を使用することを許諾されています。これらの契約においては、当社に対するソニー株式会社の保有議決権割合が半数以下になること、当社グループ各社に対する当社の保有議決権割合が減少することなどが、ソニー株式会社による上記契約の解除権の発生要件となっています。これらの契約に基づき、当社グループ各社はソニー株式会社にブランドロイヤリティを支払い、また、契約で定められた使用目的以外に商標を使用する等の場合は事前にソニー株式会社の承認を得なければなりません。

当社は「ソニー」の名称が、当社グループのブランド認知度や成長に貢献していると考えており、ソニー株式会社による当社の保有議決権割合の減少等により上記商号・商標使用許諾契約が終了する場合には、当社グループの営業、マーケティング、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、ソニー株式会社や当社グループ各社以外のソニーグループ会社について、例えば信用力や業績などに起因するマイナスのイメージが生じた場合、当社グループの企業イメージが損なわれることなどにより、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
国谷 史朗	弁護士											
伊藤 隆敏	学者											
岡 昌志	他の会社の出身者											
池内 省五	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
国谷 史朗	○	---	国谷 史朗氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員として活動されており、弁護士および米国ニューヨーク州弁護士としての専門的な知識・経験を有し、また、当社と特別の利害関係もないことから、引き続き、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

伊藤 隆敏	○	----	伊藤 隆敏氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、マクロ経済学・金融政策・国際金融・日本経済論などの専門家として豊富な知識・経験を有し、また、当社と特別の利害関係もないことから、引き続き、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。
岡 昌志	○	----	岡 昌志氏は、大手金融機関における長年にわたる業務経験を有し、同金融機関の米州総代表やグローバル企業においてCFOを務めるなど、経営に関する高い見識を有しています。また、当社と特別の利害関係もないことから、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。
池内 省五	○	----	池内 省五氏は、グローバル企業において新規事業開発や海外展開を推進した経験を有し、経営企画および人事の責任者を務めるなど、経営に関する高い見識を有しております。また、当社と特別の利害関係もないことから、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬等諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

■指名諮問委員会：
（構成メンバー）国谷 史朗氏（議長）、池内 省五氏、石井 茂氏、神戸 司郎氏
（構成）半数が社外取締役
（主な役割）当社の取締役、監査役およびグループ各社社長の選解任、当社およびグループ各社社長の後継者の育成計画などについて、審議・答申します。
（運用状況・トピックス）2018年度は、当社取締役候補者の決定、ならびに、中核3社の取締役選任および代表取締役の選定に係る承認等を行いました。
（開催回数・平均出席率）2018年度：5回・95%

■報酬等諮問委員会：
（構成メンバー）岡 昌志氏（議長）、国谷 史朗氏、石井 茂氏
（構成）過半数が社外取締役
（主な役割）株主総会に付議する当社の取締役およびグループ会社の代表取締役の報酬等の方針ならびに総額、株主総会決議の範囲内で個々の取締役およびグループ会社の代表取締役に支給される報酬等について、審議・答申します。なお当委員会の各委員は、当該委員の報酬が審議される場合は決議に加わらないこととしています。
（運用状況・トピックス）2018年度は、当社取締役・執行役の個人別の報酬の決定のほか、中核3社取締役の個人別の報酬の承認等を行いました。
（開催回数・出席率）2018年度：1回・100%

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人（PwCあらた有限責任監査法人）から、定期的に監査計画および監査結果の報告を受けているほか、適宜、情報交換を行っています。

監査役は、内部監査部門（監査部）から、定期的に内部監査計画および内部監査結果の報告を受けているほか、適宜、情報交換を行っています。また、子会社の内部監査部門からそれぞれの内部監査結果の報告も受けています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
早瀬 保行	他の会社の出身者													
牧山 嘉道	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早瀬 保行	○	-----	早瀬 保行氏は、大手金融機関での長年にわたる業務経験を有しており、2015年6月からは当社の常勤監査役として、取締役会および監査役会において積極的な質問・提言等を行うなど、職務を適切に実施いただいています。また、当社と特別の利害関係もないことから、引き続き、社外監査役および独立役員としての役割を果たしていただけるものと判断しています。
牧山 嘉道	○	-----	牧山 嘉道氏は、弁護士および米国ニューヨーク州弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、2015年6月からは当社の監査役として、取締役会および監査役会において積極的な質問・提言等を行うなど、職務を適切に実施いただいています。また、当社と特別の利害関係もないことから、引き続き、社外監査役および独立役員としての役割を果たしていただけるものと判断しています。

[独立役員関係]

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす者全員（社外取締役4名、社外監査役2名）を独立役員として指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役に対する報酬は、役位に応じた固定部分、当社グループ全体の各年度の業績および職務に応じた業績連動部分、株式報酬による中長期インセンティブ部分で構成されます。

業績連動部分は、基準額（100%）に対して0%から200%の範囲で変動します。業績連動部分に係る指標としては、全てのステークホルダーの期待・信頼に応え、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、グループ各社の主要業績数値の対計画比および対前年比を使用します。

中長期インセンティブ部分は、取得時から一定期間の譲渡制限がある譲渡制限付株式報酬と、退職時行使可能な株式報酬型ストック・オプションによるものとし、年間報酬額に占めるこれら中長期インセンティブ部分は20%程度とします。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

株主の皆さまと株価変動によるメリットとリスクを共有し、持続的なグループの企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、当社および当社の主要子会社（ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行）の業務執行取締役を付与対象者としています。

※譲渡制限付株式報酬については、当社および当社の主要子会社の業務執行取締役および執行役員を割当対象者としています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

当社は個別報酬の開示をしておりませんが、年度あたりの役員報酬等の総額が1億円以上である役員については有価証券報告書に開示しております。（2018年度は該当者なし）

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針を以下のように定めており、有価証券報告書にて開示しています。

■取締役の報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬等は、株主総会で定められた限度額の範囲内で、以下の方針に従い決定する。

<総則>

取締役の個別報酬等については、取締役会の諮問機関である報酬等諮問委員会の答申を受け、取締役会の決議により決定する。なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては報酬を支給しない。

<業務執行取締役の報酬等の方針>

業務執行を担う優秀な人材を確保することとともに、当社グループ全体の業績および企業価値向上に対する適切なインセンティブとして機能させることを目的として、固定部分、業績連動部分、中長期インセンティブ部分のバランスを勘案する。

（ア）報酬について

・役位に応じた固定部分、当社グループ全体の各年度の業績および職務に応じた業績連動部分、株式報酬による中長期インセンティブ部分で構成する。

・固定部分については、役職序列が上がるにつれ年間報酬額に占める割合が逡減し、業績連動部分の割合が逡増する。

・業績連動部分は、基本額（100%）に対して0%から200%の範囲で変動する。業績連動部分に係る指標としては、全てのステークホルダーの期待・信頼に応え、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、グループ各社の主要業績数値の対計画比および対前年比を使用する。

・中長期インセンティブ部分は、取得時から一定期間の譲渡制限がある譲渡制限付株式報酬と、退職時行使可能な株式報酬型ストック・オプションによるものとし、年間報酬額に占めるこれら中長期インセンティブの比率は20%程度とする。

（イ）水準について

・優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案する。

＜社外取締役の報酬等の方針＞

主な職務が、業務執行取締役による職務執行の監督および監視をもって経営の透明性・客観性を高めることから、報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監督・監視機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬とする。

(ア) 報酬について

・役割に応じた固定額とする。

(イ) 水準について

・優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案する。

■監査役の報酬等の決定に関する方針

監査役の報酬等は、株主総会で定められた限度額の範囲内で、以下の方針に従い決定する。

＜監査役の報酬等の方針＞

主な職務が、業務監査及び会計監査を行うことで会社経営の透明性・客観性を確保することであることから、報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監査機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬とする。

(ア) 報酬について

・常勤監査役・非常勤監査役の役割に応じた固定額とする。

(イ) 水準について

・優秀な人材を確保するために、相応しい報酬水準とする。具体的決定にあたっては第三者による監査役の報酬等に関する調査結果等を勘案し、監査役の協議により決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役への情報伝達、取締役会資料の事前配布等は経営企画部が行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0 名

その他の事項

該当事項はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

(構成メンバー) 取締役10名(うち社外取締役4名)

(主な役割) 受託者責任を認識し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に責任を負っています。法令および定款に定められた事項のほか、当社グループの経営方針・経営計画の策定、当社が株式を直接保有する子会社の取締役・監査役等の選解任、新規事業参入・撤退、組織再編など、当社グループの経営の重要な意思決定を行っています。また、グループ経営全般を監督しています。

(運用状況・トピックス) 2018年度は、グループガバナンス全般およびグループ成長戦略・事業計画・サステナビリティやグループ子会社の重要案件を中心に、深度のある議論を継続して行いました。また、当社単体および連結事業計画の進捗状況、およびコンプライアンス活動のやリスク管理・内部監査状況等について定期的に報告を受けるなどし、グループ経営全般を適切に監督しました。

(開催回数・平均出席率) 2018年度: 17回・93%

(社外取締役の出席状況)

山本 功: 17回すべて

国谷 史朗: 17回のうち14回

伊藤 隆敏: 14回(取締役に就任後開催回数)のうち13回

2. 監査役会

(構成メンバー) 監査役3名(うち社外監査役2名)

(主な役割) 取締役会から独立した組織として、法令に基づくグループ各社に対する事業の報告徴求や、業務・財産状況の調査、会計監査人の選解任の権限の行使等を通じて、取締役の職務遂行の適切性および妥当性につき監査しています。

(運用状況・トピックス) 2018年度は、グループ会社に対する経営管理を含めた取締役・執行役の職務遂行状況等について報告を受け、主として「業務の適正を確保するための体制(内部体制システム)」の有効性を確認するとともに、適時に提言を行いました。

(開催回数・平均出席率) 2018年度: 14回・95%

(社外監査役の出席状況)

早瀬 保行: 14回すべて

牧山 嘉道: 14回のうち13回

3. 内部監査

当社は、内部監査部門として監査部（本書提出日現在6名）を設置しております。監査部は、担当役員（代表取締役社長）直轄の組織として他の業務執行ラインから分離され、独立のおよび客観的な立場から内部監査を実施し、業務の適切性、リスク対応状況などを確認、評価しております。また、当社はグループの内部監査に係る基本方針を制定し、グループ会社の業務運営の健全性を確保することを目的として、各社の内部監査実施状況や監査結果等をモニタリングし、グループ会社の内部監査部門に対して助言、提案等を行うとともに、必要に応じて、法令等に抵触しない範囲で共同監査や直接監査を行うこととしております。こうした内部監査活動の結果は、定期的に当社担当役員および取締役会に報告されております。

加えて、監査部は、監査役および会計監査人等外部監査人と情報交換を行うなど適宜連携を図っております。その他、内部監査にかかるグループ横断の組織として「ソニーフィナンシャルグループ内部監査部門会」を設置し、内部監査業務に係る意見交換、具体的課題に関する討議、内部監査に関する事項の諸連絡・指示等を伝達する場として活用しております。

4. 会計監査

当社は、会計監査人として「PwCあらた有限責任監査法人」を選任しています。

（公認会計士）佐々木 貴司氏、井野 貴章氏

（監査業務に係る補助者の構成）公認会計士5名、その他5名

（報酬など）2018年度：会計監査人への報酬等は120百万円。うち会計監査人としての報酬等：28百万円。

5. 任意の委員会の設置

当社は、経営の透明性を強化するため、取締役会の諮問機関として「指名諮問委員会」および「報酬等諮問委員会」を設置しています。各委員会の構成等については本報告書Ⅱ. 1. の「取締役関係」「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性」に記載のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、ソニー株式会社を親会社とする親子上場の子会社であるため、外部視点の導入や少数株主の利益保護を目的として、独立性の高い社外取締役4名および社外監査役2名（東京証券取引所が定める独立役員にも指定しています。）を選任しております。さらに、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会および報酬等諮問委員会を設置し、経営の透明性を強化しています。少数株主の利益保護を果たしながら、グループ経営を効率的に行い、企業価値を高める体制として、現体制が適切であると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の22日前に発送しております。(株主総会は2019年6月21日。招集通知の発送は5月30日。)
集中日を回避した株主総会の設定	2019年6月21日に開催し、第一集中日を回避しています。
電磁的方法による議決権の行使	(1)インターネットによる議決権行使を導入しています。 (2)株式会社CJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使サービスを導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家の議決権行使環境向上のため、議決権電子行使プラットフォームへの参加、招集通知の一部英訳、招集通知の早期発送を行っています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部を英訳しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーとして、IR活動の目的、IR活動の基本姿勢、IR情報の開示方法、IR情報の開示体制、IR情報の沈黙期間を定め、当社ホームページに開示しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を適宜開催しています。 今後も個人投資家向けの説明会を継続的に開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表日に、当社および各事業セグメントを代表する子会社の財務担当役員による、アナリスト・機関投資家向けの電話会議方式による説明会を実施しています。また、年1回当社グループ経営陣による経営方針説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	各地域年1回程度を目安に、欧州・北米・アジアでの経営陣による海外IRを実施し、個別訪問による説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他の適時開示資料、有価証券報告書、ディスクロージャー誌等を当社ホームページに掲載しております。また、英文開示資料についても、和文開示資料との間で実質的に重大な格差が生じないよう努めています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	健全な事業活動を営むためには、ステークホルダーの関心に配慮して経営上の意思決定を行う必要があることを認識し、事業を遂行するよう努力することを「行動規範」に掲げています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、「CSR基本方針」を定めており、当社グループ各社において、ボランティア活動、募金活動、ISO14001(環境マネジメントシステムの国際規格)の取得およびグリーン電力の利用システムの導入など、さまざまな社会貢献・環境活動を行っています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況＞

当社は会社法及び同法施行規則に基づいた「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において定め、当方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しています。

(内部統制システム構築の基本方針)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役会は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- (2)取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- (3)取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役に報告する。
- (4)取締役会は、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- (5)取締役会は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員及び子会社に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口から直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- (6)取締役会は、グループの情報セキュリティポリシーを定め、顧客情報を含むグループの情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- (7)取締役会は、グループの利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
- (8)取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役に報告する。
- (9)取締役会は、グループの内部監査に係る基本方針及び内部監査規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、記録保管規則を定め、取締役会、経営会議及び決裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令及び当該規則等に従い適切に保存し管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)取締役会は、グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- (2)取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社及び子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理する。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
- (3)取締役会は、当社グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- (4)取締役会は、当社グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、グループの事業継続リスク管理に関する基本方針及びコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規定を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
- (2)取締役会は、経営会議を設置するとともに、会社の重要な日常業務の執行に係る協議及び決定については、同会議に委任する。
- (3)取締役会は、事業計画管理規則を定め、単体及び連結の中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

6. 当社及び子会社、並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、株主権の行使のほか、金融持株会社として子会社との間で経営管理契約を締結し、子会社に対しグループ共通の基本方針の遵守及び子会社を含むグループの業務の適正を確保するために必要な事項に関し当社の事前承認及び報告を求めるなど、当該契約に基づく経営管理を行う。
- (2)当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議又は報告を行う。また、当社及び子会社は、少数株主保護のため、親会社であるソニー株式会社（支配株主）及びそのグループ会社と取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
- (3)当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、子会社の内部監査及び外部監査の結果を監視し検証する。
- (4)当社及び子会社は、親会社にグループの経営情報を必要に応じて提供し、また、親会社内部監査担当部署との連携を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役の職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。
- (2)監査役の職務を補助すべき社員は、監査役の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。

- (2)取締役及び社員は、当社又は当社の子会社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- (3)取締役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。
- (2)当社は、監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に関するグループ基本方針>

当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、グループ一体となって反社会的勢力排除に向けた取り組みを実施するためにこの基本方針を定め、各社役職員一同がこれを遵守することとします。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、経営トップ以下、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

適切な助言、協力が得られるよう、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携強化を図ります。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引や同勢力への資金提供は絶対に行いません。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

- ・反社会的勢力対応部署を設け、また、不当要求防止責任者を任命しています。
- ・社外専門機関との連携により、反社会的勢力の情報収集に取り組んでいます。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の「IRポリシー」は以下のとおりです。

<IR活動の目的>

当社は、投資家および証券アナリストなど市場の皆さまへ企業価値評価に関する情報を適時・正確・公平にご提供するとともに、対話の充実を図ります。経営戦略や財務状況の開示充実により、市場の皆さまからの信頼と適切な評価を獲得できるよう努力します。また、市場の皆さまからの要望や評価を経営陣へフィードバックし、経営に活かすことで、企業価値の向上に役立てます。

<IR活動の基本姿勢>

- (1)「迅速性」「正確性」「公平性」「継続性」を原則とし、企業価値評価に必要な情報を「わかりやすく」開示します。
 - (2)投資家および証券アナリストなど市場の皆さまとの信頼関係を構築するため、フェア・ディスクロージャー・ルールを遵守した上で、誠実かつ積極的に対応します。
 - (3)代表取締役社長を筆頭に、グループ一体で取り組むIR活動を推進します。当社は、投資家および証券アナリストなど市場の皆さまとの建設的な対話を重視し、経営陣を中心にさまざまな機会を通じて対話を持つように努めます。
- 個別面談のほか、投資家および証券アナリスト向けのイベント（経営方針説明会、決算説明会、会社説明会等）を積極的に開催し、各種IRツール（ホームページ、アニュアルレポート等）の開示情報を充実させ、当社への理解を深めていただくための活動を推進します。また、中長期的な視点における投資家および証券アナリストなど市場の皆さまの関心事項を踏まえて、対話の手段を拡充します。
- (4)当社は、IR活動を通じて得た、投資家および証券アナリストなど市場の皆さまからの要望や評価等を、取締役会などに報告することにより、定期的に経営陣幹部へフィードバックします。

<IR活動に係る体制>

当社は、IR活動を統括する役員を選任の上、IR担当部署としてIR部を配置し、情報開示・対話充実のための体制を整備しております。IR部では、当社の業務執行部門およびグループ各社と適切な情報連携を図ります。

<IR情報の開示>

(1) 基本的な考え方

当社は、金融商品取引法等の法令および東京証券取引所が定める有価証券上場規程等に従い、適時開示を行います。また、それ以外の情報に関しても、投資家および証券アナリストなど市場の皆さまの関心の高い情報や、当社グループの理解促進に役立つ情報については、積極的に開示します。なお、開示情報については、継続性や一貫性に留意してまいります。

(2) 開示方法

- ・金融商品取引法に基づく情報開示については、金融庁の「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (Electronic Disclosure for Investors' Network: EDINET)」を通じて実施し、速やかに当社ホームページに掲載します。
- ・有価証券上場規程に基づく適時開示については、東京証券取引所の「適時開示情報伝達システム (Timely Disclosure network: TDnet)」を通じて実施し、速やかに当社ホームページに掲載します。
- ・適時開示に該当しない情報についても、当社ホームページに掲載するなど、国内外に対して公平な情報開示に努めます。

(3) 開示体制

当社は、適時開示を推進するため「適時開示に関する規則」を定め、ディスクロージャー・コミッティを設置しております。当社の役職員および子会社の重要開示情報取扱責任者は、重要事項が発生した場合には、ディスクロージャー・コミッティへ速やかに報告する態勢を構築しております。また、当社が開示すべき重要な会社情報を「ソニーフィナンシャルグループにおける重要事項等に関する報告ガイドライン」に定め、当社の役職員および子会社の重要開示情報取扱責任者に周知しております。

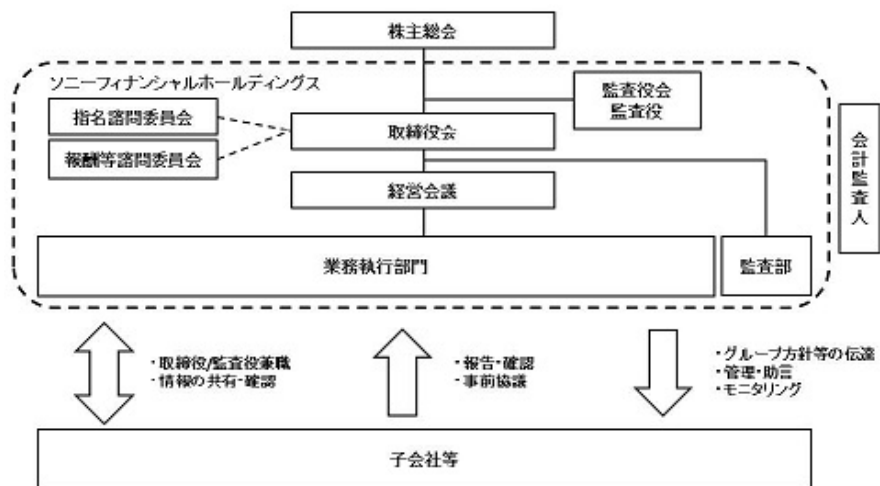
*ディスクロージャー・コミッティの役割

1. 適時開示態勢の設計、導入、評価、維持に関して、代表取締役社長を補佐する。
2. グループ会社における重要な会社情報を迅速かつ網羅的に収集し、適時開示の要否ならびに適時開示内容の正確性、十分性、明瞭性、公式性および公表の公平性、積極性を審議し、当社が重要な会社情報に関して適時・適切な情報開示を行うための諮問機関として、代表取締役社長を補佐する。

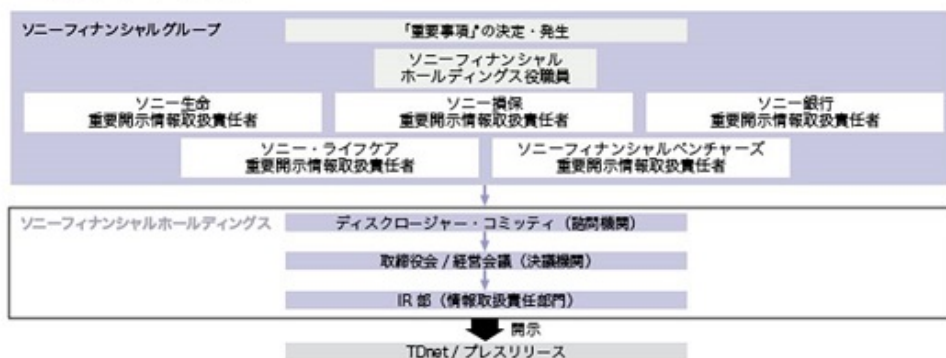
<IR活動の沈黙期間 (Quiet Period) >

情報開示の公平性を確保し、当社グループの業績に関する重要な情報が、決算発表前に漏洩することを防止するため、IR沈黙期間を設定しております。当社の「IR活動の沈黙期間」は、各四半期の決算速報発表日の2週前の月曜日から決算発表日までの期間となっております。この期間中は、決算についてのお問合せに対する回答を控えさせていただくほか、個別ミーティングの実施や会社説明会の開催などを原則として行いません。

*当社は、四半期ごとの日本会計基準に基づく連結決算発表に先立ち、当社の親会社であるソニー株式会社による米国会計原則に基づく連結決算発表と同日に、決算速報を発表しております。この決算速報は、当社株主をはじめ投資家の皆様に対して適時・適切な情報開示を積極的に行うために、日本会計基準に基づく決算手続きが未了の段階において実施しているものです。



IR情報の開示体制図



*投資判断を行うに際して「合理的に、株主・投資家などが重要であると判断する可能性が非常に高いもの」